

過年度に実施した調査検討(※)の結果等について

【新システムに係る技術的条件(他の無線システムとの共用条件等)(800MHz帯)部分 抜粋】

- ※900MHz帯における新たな無線利用に関する調査検討(令和2年度実施)
- デジタルMCAの跡地の早期利活用開始に向けた調査検討(令和3年度実施)

調査検討の概要

- デジタルMCAシステムの高度MCAシステムへの段階的な移行を想定し、デジタルMCAシステムの移行後に導入する新たな無線システムの技術的条件等に関する検討に資するため、令和元年12月に、対象周波数帯（845～860MHz及び928～940MHz）における新たな無線利用に係る調査を実施
- 令和2年度及び3年度においては、上記調査の結果を踏まえ、検討対象周波数帯における新たな無線利用に向けて、新たな無線システムの要求条件の精査や、既存の無線システム及び新たな無線システム間における周波数共用方法等、必要な調査検討を実施。デジタルMCAの移行前の段階における一部の先行的な導入を含め、新システムから既存システムへの共用条件のほか、新システム間の基本的な共用条件を取りまとめた。

- 既存システムとの共用検討（一次検討）、新システム同士の共用検討（二次検討）の流れで検討。
 - （1）一次検討：新システムと既存システムとの周波数共用条件の検討
1対1対向モデル、確率計算モデルにより共用検討を実施し、既存システムとの共存条件を策定。
 - （2）二次検討：新システム同士の周波数共用条件の検討
1次検討で導いた既存システムとの共用条件の枠内で、新システム同士が共存できる条件を検討（新システムが具備している周波数共用技術を用いることにより、他システムと同一周波数で共存可能か、周波数を分ける必要があるのか等を検討）。
 - （3）新システムの技術的条件（他の無線システムとの共用条件等）の検討
上記検討結果を踏まえて、新システムの技術的条件案（周波数共用条件）を提案。

新システム（2システム）の主な特徴（800MHz帯）				同様の特徴を持つ既存無線システム
システム名	最大空中線電力	帯域幅	無線局種	
802.11ah	200mW	1MHz、 2MHz、 4MHz	移動局 （上空※）	中出力型アクティブ系小電力無線システム 最大空中線電力：20mW 帯域幅：200kHz 移動運用
3次元測位システム	20W	2MHz、 5MHz	基地局	自営系システム（基地局送信） 最大空中線電力：40W 帯域幅：5MHz 基地局

※ 上空利用時の最大高度(地上高)は、150mを想定

800MHz帯における新システムと既存システム間の共用条件（一次検討の結果）

845-860MHz帯における新システムと既存システム間の共用条件は下表の通り。

		既存システム（被干渉）			
		LTE（上り）	LTE（下り）	MCA（下り）	
新システム（与干渉）	3次元測位システム（注）	GB=10MHz確保 + 事業者間において干渉回避のための事前調整を実施	現在、既存システム事業者間で実施されている干渉調整と同等の事前調整を実施	<ul style="list-style-type: none"> 隣接CH(同一エリア)：現在、既存システム事業者間で実施されている干渉調整と同等の事前調整を実施 同一CH(異なるエリア)※：MCAシステム移動局受信に影響を与えないよう、十分な離隔距離を確保 + 現在、既存システム事業者間で実施されている干渉調整と同等の事前調整を実施 	
	802.11ah	200mW (EIRP1W)	GB=3MHz確保	GB=1MHz確保	<ul style="list-style-type: none"> 隣接CH(同一エリア)：GB=3MHz確保 同一CH(異なるエリア)※：MCAシステム移動局受信に影響を与えないよう、MCAシステムサービスエリア端から十分な離隔距離が確保できる場所でのみ運用
		20mW	GB=1MHz確保	GB=1MHz確保	<ul style="list-style-type: none"> 隣接CH(同一エリア)：GB=2MHz確保 同一CH(異なるエリア)※：MCAシステム移動局受信に影響を与えないよう、MCAシステムサービスエリア端から十分な離隔距離が確保できる場所でのみ運用

※ 同一CHにおけるMCA（↓）と新たな無線システムとの共用計算結果（3次元測位システム（注）との所要改善量=65.2dB（帯域内））から勘案すると、同一エリアでは共存が極めて難しいが、MCAは今後縮退していくため、互いに運用エリアが重複しない「異なるエリア」では運用可能性があるとした。

注 検討時においては、「3次元測位システム」と同等の無線特性を有する「LPWA双方向（下り）」との合成干渉により評価

800MHz帯における新システムと既存システム間の共用条件（一次検討の結果）

- 845-860MHz帯における新システムと既存システム間の共用条件は下表の通り。
- 既存システムとの共用条件は、新システム与干渉の場合の共用条件をそのまま採用。

		新システム（被干渉）		
		3次元測位システム（注）	802.11ah	
			200mW（EIRP1W）	20mW
既存システム（与干渉）	LTE（上り）	GB=10MHz確保+事業者間において干渉回避のための事前調整を実施※1	GB=3MHz確保※2	GB=1MHz確保※2
	LTE（下り）	現在、既存システム事業者間で実施されている干渉調整と同等の事前調整を実施	GB=1MHz確保※3	● GB=1MHz確保※3
	MCA（下り）	<ul style="list-style-type: none"> 隣接CH(同一エリア)：現在、既存システム事業者間で実施されている干渉調整と同等の事前調整を実施 同一CH(異なるエリア)：既存MCAサービスエリア端から十分な離隔距離を確保できる場所でのみ運用+現在、既存システム事業者間で実施されている干渉調整と同等の事前調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 隣接CH(同一エリア)：GB=3MHz確保※4 同一CH(異なるエリア)：既存MCAサービスエリア端から十分な離隔距離を確保できる場所でのみ運用 	<ul style="list-style-type: none"> 隣接CH(同一エリア)：GB=2MHz確保※4 同一CH(異なるエリア)：既存MCAサービスエリア端から十分な離隔距離を確保できる場所でのみ運用

※ GB確保時に残留する所要改善量：※1 帯域内16.6dB、※2 GB=3MHz時：帯域内10.1dB、GB=1MHz時：帯域内12.6dB、
 ※3 帯域内72.8dB、帯域外88.8dB、※4 帯域内64.8dB、帯域外76.8dB

(参考1) 情通審共用検討でのLTE基地局外部フィルタ特性：0MHz離調=-1.1dB、1MHz離調=-1.5dB、2MHz離調=-15dB、3MHz離調=-47dB

(参考2) 情通審共用検討でのMCA中継局外部フィルタ特性：0MHz離調=0dB、1MHz離調=-20dB、2MHz離調=-30dB、3MHz離調=-40dB

注 検討時においては、「3次元測位システム」と同等の無線特性を有する「LPWA双方向（下り）」との合成干渉により評価

800MHz帯における新システム同士の共用条件（二次検討の結果）

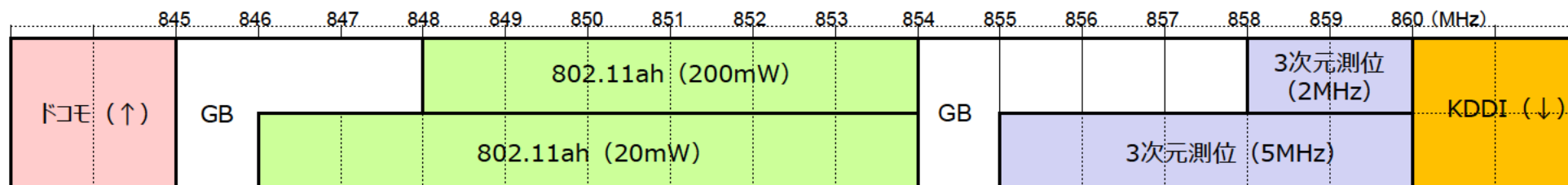
845-860MHz帯における新システム同士の共用条件は下表の通り。

		被干渉システム	
		3次元測位システム	802.11ah
与干渉システム	3次元測位システム		GB=1MHz確保
	802.11ah	GB=1MHz確保	

800MHz帯における検討結果（デジタルMCAシステムの移行完了後）

- デジタルMCAシステムの移行完了後の空き周波数帯において、複数システムが同一エリアで運用する場合に新システムが利用可能な周波数帯は下図の通り。
- 提案されている新システム（2システム）が運用可能な周波数帯の確保が可能

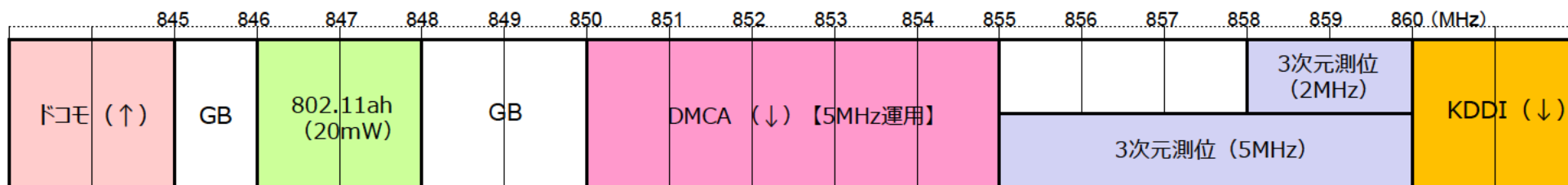
新システム（2システム）の両方を導入する場合



800MHz帯における検討結果（デジタルMCA【5MHz】運用エリア）

- デジタルMCA5MHz運用エリアにおいて、複数システムが同一エリアで運用する場合に新システムが利用可能な周波数帯は下図の通り。
- デジタルMCAの5MHz運用エリアにおいては、提案されている新システム（2システム）が運用可能な周波数帯の確保が可能

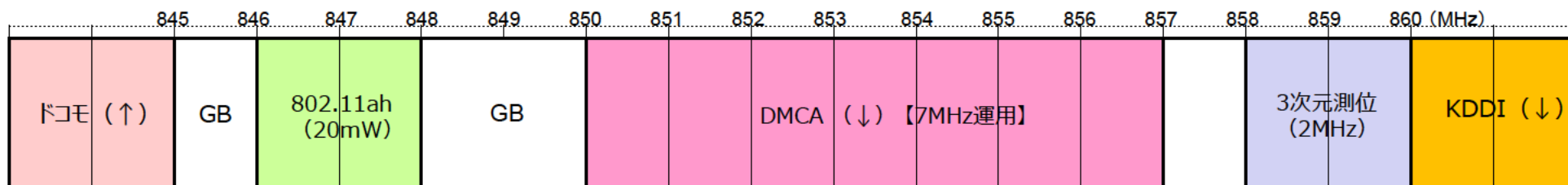
新システム（2システム）の両方を導入する場合



800MHz帯における検討結果（デジタルMCA【7MHz】運用エリア）

- デジタルMCA7MHz運用エリアにおいて、複数システムが同一エリアで運用する場合に新システムが利用可能な周波数帯は下図の通り。
- デジタルMCAの7MHz運用エリアにおいては、制限はあるものの、提案されている新システム（2システム）が運用可能な周波数帯の確保が可能

新システム（2システム）の両方を導入する場合



提案された技術的条件（案）について【IEEE 802.11ah（Wi-Fi Halow）①】

IEEE 802.11ah (Wi-Fi Halow)		
通信方式	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式、同報通信方式	
変調方式	規定しない。	
送信周波数	846～859MHz	
単位チャンネル	空中線電力20mW以下：中心周波数が846.5MHzから858.5MHzまでの1MHz間隔の13チャンネル 空中線電力20mWを超え200mW以下：中心周波数が848.5MHz から858.5MHzまでの1MHz間隔の11チャンネル	
無線チャンネル	発射する電波の占有周波数帯幅が全て収まるものであり、 単位チャンネルを1、2又は4同時に使用して構成。	
空中線電力	200mW以下	
空中線利得	8dBi以下。ただし、EIRPが8dBiの送信空中線に上記の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。	
システム設計条件	無線設備の筐体	空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。
	送信時間制御	(ア) 無線設備は新たな送信に先立ち、キャリアセンスによる干渉確認を実行したのち、送信を開始すること。 (イ) キャリアセンス時間は、規定しない。 (ウ) キャリアセンスレベルは、電波を発射しようとする周波数が含まれる全ての単位チャンネルにおける受信電力の総和が給電線入力点において-75dBm とし、これを超える場合、送信を行わないものであること。 (エ) 他の無線設備からの要求（送信しようとする無線チャンネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。）に応答する場合であって、要求の受信を完了した後200μs以内の送信については、キャリアセンスを要さない。
	送信時間制限	電波を発射してから送信時間100ms以内にその電波の発射を停止しなければならない。
混信防止機能	通信の相手方を識別するための符号（識別符号）を自動的に送信し、又は受信するものであること。	
端末設備内において電波を使用する端末設備	ア 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用するものは、48ビット以上の識別符号を有すること。 イ 特定の場合を除き、使用する電波の空き状態について判定を行い、空き状態の時のみ通信路を設定するものであること。	

提案された技術的条件（案）について【IEEE 802.11ah（Wi-Fi Halow）②】

IEEE 802.11ah (Wi-Fi Halow)		
送信装置	無線チャンネルマスク	周波数帯幅は $(1000 \times n)$ kHz、 $(n$: 同時に使用する単位チャンネル数で1, 2あるいは4とする) とし、それぞれの空中線電力における隣接チャンネル内（搬送波の周波数から $(1000 \times n)$ kHz離れた周波数の $\pm (500 \times n)$ kHzの帯域内に輻射される平均電力)および次隣接チャンネル内（搬送波の周波数が $(2000 \times n)$ kHz離れた周波数の $\pm (500 \times n)$ kHzの帯域内に輻射される平均電力）は、搬送波の平均電力よりそれぞれ25dB 以上および40dB 以上低い値であること。
	周波数の許容偏差	$\pm 20 \times 10^{-6}$ 以内であること。
	占有周波数帯幅の許容値	$(1000 \times n)$ kHz であること。 (n : 同時に使用する単位チャンネル数で1, 2あるいは4とする)
	空中線電力の許容偏差	上限20%、下限80%以内であること。

提案された技術的条件（案）について【IEEE 802.11ah（Wi-Fi Halow）③】

※ 下線部は継続検討が必要な項目

IEEE 802.11ah（Wi-Fi Halow）

不要発射の強度の許容値

給電線に供給される不要発射の強度の許容値は、下表に定めるとおりであること。
不要発射の強度の許容値（給電線入力点）
 （空中線利得が3dBi以下、かつ中心周波数が846.5MHzから858.5MHzまでの場合）

周波数帯	不要発射の強度の許容値（平均電力）	参照帯域幅
710MHz 以下	-36dBm	100kHz
710MHz を超え 815MHz 以下	-55dBm	1MHz
815MHz を超え 845MHz 以下	-47dBm	100kHz
860MHz を超え 890MHz 以下	-36dBm	100kHz
890MHz を超え 900MHz 以下	-55dBm	1MHz
900MHz を超え 915MHz 以下	-55dBm	100kHz
915MHz を超え 940MHz 以下	-36dBm	100kHz
940MHz を超え 1GHz 以下	-55dBm	100kHz
1GHz を超え 1.215GHz 以下	-45dBm	1MHz
1.215GHz を超えるもの	-30dBm	1MHz

（空中線利得が3dBiを超え8dBi以下、かつ中心周波数が846.5MHzから858.5MHzまでの場合）

周波数帯	不要発射の強度の許容値（平均電力）	参照帯域幅
710MHz 以下	-41dBm	100kHz
710MHz を超え 815MHz 以下	-60dBm	1MHz
815MHz を超え 845MHz 以下	-50dBm	100kHz
860MHz を超え 890MHz 以下	-36dBm	100kHz
890MHz を超え 900MHz 以下	-60dBm	1MHz
900MHz を超え 915MHz 以下	-60dBm	100kHz
915MHz を超え 940MHz 以下	-41dBm	100kHz
940MHz を超え 1GHz 以下	-60dBm	100kHz
1GHz を超え 1.215GHz 以下	-50dBm	1MHz
1.215GHz を超えるもの	-35dBm	1MHz

送信装置

提案された技術的条件（案）について【IEEE 802.11ah（Wi-Fi Halow）④】

※ 下線部は継続検討が必要な項目

IEEE 802.11ah (Wi-Fi Halow)

副次的に発射する電波の限度

副次的に発する電波等の限度については、次表に定めるとおりであること。

副次的に発する電波の限度

(空中線利得が3dBi以下、かつ中心周波数が846.5MHzから858.5MHzまでの場合)

周波数帯	副次的に発する電波等の限度 (給電線入力点)	参照帯域幅
710MHz 以下	-54dBm	100kHz
710MHz を超え 815MHz 以下	-55dBm	1MHz
815MHz を超え 845MHz 以下	-47dBm	100kHz
845MHz を超え 860MHz 以下	-36dBm	100kHz
860MHz を超え 890MHz 以下	-36dBm	100kHz
890MHz を超え 900MHz 以下	-55dBm	1MHz
900MHz を超え 915MHz 以下	-55dBm	100kHz
915MHz を超え 930MHz 以下	-54dBm	100kHz
930MHz を超え 940MHz 以下	-36dBm	100kHz
940MHz を超え 1GHz 以下	-55dBm	100kHz
1GHz を超えるもの	-47dBm	1MHz

(空中線利得が3dBiを超え8dBi以下、中心周波数が846.5MHzから858.5MHzまでの場合)

周波数帯	副次的に発する電波等の限度 (給電線入力点)	参照帯域幅
710MHz 以下	-54dBm	100kHz
710MHz を超え 815MHz 以下	-60dBm	1MHz
815MHz を超え 845MHz 以下	-50dBm	100kHz
845MHz を超え 860MHz 以下	-29dBm	100kHz
860MHz を超え 890MHz 以下	-36dBm	1MHz
890MHz を超え 900MHz 以下	-60dBm	100kHz
900MHz を超え 915MHz 以下	-60dBm	100kHz
915MHz を超え 930MHz 以下	-47dBm	100kHz
940MHz を超え 1GHz 以下	-50dBm	1MHz
1GHz を超えるもの	-47dBm	1MHz

受信装置

提案された技術的条件（案）について【3次元測位システム①】

※ 下線部は継続検討が必要な項目

3次元測位システム		
無線周波数帯	855MHzから860MHzの周波数を使用すること。	
中心周波数	<p>ア 2MHz キャリアの場合 <u>858.9±0.01MHz の範囲内における次の7 波</u> 858.899000MHz, 858.899333MHz, 858.899667MHz, 858.900000MHz, 858.900333MHz, 858.900667MHz, 858.901000MHz</p> <p>イ 5MHz キャリアの場合 <u>857.5±0.01MHz の範囲内における次の7 波</u> 857.499000MHz, 857.499333MHz, 857.499667MHz, 857.500000MHz, 857.500333MHz, 857.500667MHz, 857.501000MHz</p>	
多重方式	時分割多重方式とすること。	
通信方式	単向通信方式、同報通信方式	
変調方式	一次変調はBPSK、二次変調はスペクトル拡散方式であること。	
システム設計条件	<p>フレーム構成</p> <p>フレーム長は1秒とし、第1フレームと第2フレームの2つのフレームが交互に繰り返されること。 各フレームはスロット長0.1秒の10個のスロットで構成されること。</p>  <p>The diagram illustrates the frame structure. A horizontal timeline shows a sequence of frames. A bracket above the first frame indicates a duration of 1 second, labeled 'フレーム長 1秒'. Below this, a smaller bracket indicates a slot duration of 0.1 second, labeled 'スロット長 0.1秒'. The timeline is divided into segments labeled '第1フレーム' and '第2フレーム', which alternate. Each frame contains 10 slots, represented by vertical dashed lines. The sequence shown is: 第1フレーム, 第2フレーム, 第1フレーム, 第2フレーム, followed by a dashed line indicating continuation.</p>	
	送信キャリア	基地局は第1フレームにおいては2MHzキャリアのみ送信するものとし、第2フレームにおいては2MHzキャリア又は5MHzキャリアが送信できるものとする。
	送信バースト	基地局は各フレームにおいて任意の1スロット又は2スロットの期間のみ電波を送信することができるものとする。
	フレーム同期	各基地局においてフレームの送信開始タイミングが同期していること。
	電波防護指針への適合	基地局については電波法施行規則第21条の3に適合すること。
	他システムとの共用	他の無線局及び電波法第56条に基づいて指定された受信設備に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な対策を講ずること。

提案された技術的条件（案）について【3次元測位システム②】

3次元測位システム																										
基地局の送信装置	周波数の許容偏差	±1.5ppm以内であること。																								
	スプリアス領域における不要発射の強度	<p>許容値は下表の通りであること。帯域外領域を除く範囲に適用する。</p> <p>スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（給電線入力点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数範囲</th> <th>許容値</th> <th>参照帯域幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9kHz 以上 150kHz 未満</td> <td>-13dBm</td> <td>1kHz</td> </tr> <tr> <td>150kHz 以上 30MHz 未満</td> <td>-13dBm</td> <td>10kHz</td> </tr> <tr> <td>30MHz 以上 1GHz 未満</td> <td>-13dBm</td> <td>100kHz</td> </tr> <tr> <td>1GHz 以上 12.75GHz 未満</td> <td>-13dBm</td> <td>1MHz</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に示す周波数範囲については、次の表に示す許容値以下であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数範囲</th> <th>許容値</th> <th>参照帯域幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1884.5MHz 以上 1915.7MHz 以下</td> <td>-41dBm</td> <td>300kHz</td> </tr> <tr> <td>2010MHz 以上 2025MHz 以下</td> <td>-52dBm</td> <td>1MHz</td> </tr> </tbody> </table>	周波数範囲	許容値	参照帯域幅	9kHz 以上 150kHz 未満	-13dBm	1kHz	150kHz 以上 30MHz 未満	-13dBm	10kHz	30MHz 以上 1GHz 未満	-13dBm	100kHz	1GHz 以上 12.75GHz 未満	-13dBm	1MHz	周波数範囲	許容値	参照帯域幅	1884.5MHz 以上 1915.7MHz 以下	-41dBm	300kHz	2010MHz 以上 2025MHz 以下	-52dBm	1MHz
周波数範囲	許容値	参照帯域幅																								
9kHz 以上 150kHz 未満	-13dBm	1kHz																								
150kHz 以上 30MHz 未満	-13dBm	10kHz																								
30MHz 以上 1GHz 未満	-13dBm	100kHz																								
1GHz 以上 12.75GHz 未満	-13dBm	1MHz																								
周波数範囲	許容値	参照帯域幅																								
1884.5MHz 以上 1915.7MHz 以下	-41dBm	300kHz																								
2010MHz 以上 2025MHz 以下	-52dBm	1MHz																								
	隣接チャネル漏洩電力	規定しない。																								

提案された技術的条件（案）について【3次元測位システム③】

3次元測位システム																
基地局の送信装置の技術的条件	<p>帯域外領域における不要発射の強度</p> <p>送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までのオフセット周波数（Δf）に対して、次の表に示す許容値以下であること。ただし、2MHzキャリアにおいては、基地局が使用する周波数帯の端から4.092MHz未満の周波数範囲に、5MHz キャリアにおいては基地局が使用する周波数帯の端から10MHz未満の周波数範囲に限り適用する。</p> <p style="text-align: center;">ア 2MHzキャリアの場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>オフセット周波数Δf (MHz)</th> <th>許容値</th> <th>参照帯域幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.05MHz 以上 4.092MHz 未満</td> <td>$-5.5\text{dBm}-1.4\times(\Delta f-0.05)$ dB</td> <td>100kHz</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">イ 5MHzキャリアの場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>オフセット周波数Δf (MHz)</th> <th>許容値</th> <th>参照帯域幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.05MHz 以上 5.05MHz 未満</td> <td>$-5.5\text{dBm}-1.4\times(\Delta f-0.05)$ dB</td> <td>100kHz</td> </tr> <tr> <td>5.05MHz 以上 10MHz 未満</td> <td>-12.5dBm</td> <td>100kHz</td> </tr> </tbody> </table>	オフセット周波数 $ \Delta f $ (MHz)	許容値	参照帯域幅	0.05MHz 以上 4.092MHz 未満	$-5.5\text{dBm}-1.4\times(\Delta f-0.05)$ dB	100kHz	オフセット周波数 $ \Delta f $ (MHz)	許容値	参照帯域幅	0.05MHz 以上 5.05MHz 未満	$-5.5\text{dBm}-1.4\times(\Delta f-0.05)$ dB	100kHz	5.05MHz 以上 10MHz 未満	-12.5dBm	100kHz
	オフセット周波数 $ \Delta f $ (MHz)	許容値	参照帯域幅													
	0.05MHz 以上 4.092MHz 未満	$-5.5\text{dBm}-1.4\times(\Delta f-0.05)$ dB	100kHz													
	オフセット周波数 $ \Delta f $ (MHz)	許容値	参照帯域幅													
	0.05MHz 以上 5.05MHz 未満	$-5.5\text{dBm}-1.4\times(\Delta f-0.05)$ dB	100kHz													
5.05MHz 以上 10MHz 未満	-12.5dBm	100kHz														
占有周波数帯幅の許容値	<p>2MHzキャリア及び5MHzキャリアの99%帯域幅は下表に示す通りとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>キャリア</th> <th>99%帯域幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2MHz キャリア</td> <td>2.046MHz 以下</td> </tr> <tr> <td>5MHz キャリア</td> <td>5MHz 以下</td> </tr> </tbody> </table>	キャリア	99%帯域幅	2MHz キャリア	2.046MHz 以下	5MHz キャリア	5MHz 以下									
キャリア	99%帯域幅															
2MHz キャリア	2.046MHz 以下															
5MHz キャリア	5MHz 以下															
空中線電力の許容偏差	上限20%、下限50%以内であること。															
空中線絶対利得	14dBi以下であること。															
送信オフ時電力値	規定しない。															
送信相互変調特性	規定しない。															

提案された技術的条件（案）について【3次元測位システム④】

3次元測位システム											
受信装置の技術的条件	副次的に発する電波等の限度	<p>副次的に発する電波等の限度については、下表に定めるとおりであること。</p> <p>副次的に発する電波等の限度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数範囲</th> <th>許容値</th> <th>参照帯域幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30MHz 以上 1 GHz 未満</td> <td>-57dBm</td> <td>100kHz</td> </tr> <tr> <td>1 GHz 以上 12.75GHz 未満</td> <td>-47dBm</td> <td>1MHz</td> </tr> </tbody> </table>	周波数範囲	許容値	参照帯域幅	30MHz 以上 1 GHz 未満	-57dBm	100kHz	1 GHz 以上 12.75GHz 未満	-47dBm	1MHz
	周波数範囲	許容値	参照帯域幅								
30MHz 以上 1 GHz 未満	-57dBm	100kHz									
1 GHz 以上 12.75GHz 未満	-47dBm	1MHz									
受信感度	希望波の受信電力が-140dBmの場合に、95%以上の信頼度でフレーム誤り率が0.5%以下であること。										